



報道関係者 各位

平成23年6月9日

宮城労働局労働基準部監督課

監督課長 荒木治美

労働時間設定改善指導官 堀内克浩

電話 022(299)8838

未払賃金の立替払制度について

～ 労働者が行方不明の場合、ご家族の方による手続きができます ～

1 未払賃金の立替払制度について

お勤めになっていた中小企業等が倒産状態となり、賃金が支払われないまま退職した場合、一定の要件の下、国が企業に代わって未払の賃金（退職金を含みます。）の8割相当額を立替払する制度です。

2 労働者が行方不明の場合の取扱いについて

未払賃金の立替払制度については、労働者のほか、労働者が死亡した場合、相続人の方が手続きできることとされています。

また、労働者が行方不明の場合、1年後に失踪宣告が行われるまで、死亡が確定しない取扱いとされています。

しかしながら、津波によって多くの方が行方不明となっていることから、3か月間生死が分からない場合等については、平成23年6月11日より、震災発生日（平成23年3月11日）に退職したものとみなし、ご家族の方が手続きできます。

3 今後の対応について

宮城労働局（局長 小山浩一）では、被災された方やそのご家族の生活の安定を図るため、今後とも未払賃金の立替払制度について周知し、その利用の促進を図ってまいります。

1 未払賃金の立替払制度について

お勤めになっていた企業（中小企業に限ります。（※））が、地震によって被害を受けたことなどにより、倒産状態にいたり、賃金が支払われないまま退職した場合、一定の要件の下、国が企業に代わって、未払賃金額の一部を立替払する制度です。

※ 法律上の倒産手続を取っている場合は、大企業も対象となります。

(1) 立替払を受けることができる方

1年以上にわたり事業活動を行ってきた企業に雇用されていた労働者で、企業の倒産により退職し、「未払賃金」（総額が2万円未満の場合は除きます。）が残っている方です。

(2) 立替払の対象となる未払賃金

立替払の対象となる「未払賃金」は、退職日の6か月前の日（例えば退職日が平成23年3月11日の場合、平成22年9月11日）から立替払請求日の前日までの間に給与支払日が来ている給与と退職金です。

なお、立替払の額には、年齢ごとに以下の上限額が定められています。

① 45歳以上・・・296万円 ② 30歳以上45歳未満・・・176万円 ③ 30歳未満・・・88万円

2 未払賃金の立替払の手続きについて

(1) 倒産状態の認定申請について

まず、企業が倒産状態にあることについて、労働基準監督署長の認定を受けていただきます。企業が倒産状態にあることがわかる資料とともに、最寄りの労働基準監督署に申請を行います。勤務されていた方が、何人かいる場合には、どなたかお一人が申請（※）して頂ければ結構です。

※ 立替払の対象は、退職日の6か月前の日以降に給与支払日が来ている給与と退職金です。このため、「認定申請」については、退職日から6か月以内（平成23年3月11日が退職日の場合、平成23年9月11日）に行う必要があります。

(2) 未払賃金額等の確認申請について

次に、一人ひとりの方の未払賃金額について確認します。賃金額がわかる資料とともに、最寄りの労働基準監督署に申請を行います。

(3) 立替払金の請求について

必要な審査をした上で、立替払制度の対象となる場合、所要の書類をお渡しします。これに振込みを希望する銀行口座等必要な事項を記入し、支払を行う独立行政法人労働者健康福祉機構あて提出します。

3 労働者が行方不明の場合の取扱いの明確化について

未払賃金の立替払制度については、労働者のほか、労働者が死亡した場合、相続人の方が手続きできることとされています。

しかしながら、津波によって多くの方が行方不明となっている状況の中、このような方については、法律の規定により、1年後に失踪宣告が行われるまで、死亡が確定せず、未払賃金の立替払制度の利用が困難な状況となっていました。

このため、ご家族等の生活の安定を図るため、未払賃金の立替払制度における労働者が行方不明の場合の取扱いを次のとおり明確化しています。

行方不明の労働者の方について、

- ① 3か月間生死がわからない場合、
 - ② 死亡が3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合、
- には、震災発生日（平成23年3月11日）に退職したものとみなし、平成23年6月11日以降、ご家族の方による手続きができます。

4 未払賃金の立替払の申請状況等について

震災に伴う未払賃金の立替払制度については、認定申請44件（うち決定34件）、確認申請210件（うち決定197件）となっております。（平成23年6月7日現在の速報値）

未払賃金の立替払については、被災された方の生活の再建に資する制度であり、この制度の利用によって生活の安定が図られます。

このため、宮城労働局では、未払賃金の立替払制度について、引き続き周知し、その利用の促進を図ってまいります。